

# イスラーム霊園規約

## 第1条 総則

宗教法人日本ムスリム協会は協会所有のイスラーム霊園(所在地:山梨県甲州市塩山牛奥 5032 他)の管理運営について以下のとおり定めるものとする。

## 第2条 被埋葬者

当霊園に埋葬される者は日本ムスリム協会会員とする。  
(共同墓地利用者は第6条第3項に従うものとする)

## 第3条 利用者

利用者とは当被埋葬者の遺族またはその代理人(個人、団体)であり、当協会会員であることとする。但し非ムスリムの場合は準会員とする。

## 第4条 区画及び埋葬方法

区画(使用面積)および埋葬方法は、当協会の定めるところに従うものとする。

## 第5条 墓碑

墓碑は利用者の費用負担で当協会の細則により、当協会が設置する。これによらない無許可の墓碑は警告の上撤去される。

## 第6条 霊園利用料

霊園利用料は、埋葬者一人につき以下のとおり定める。

### (一)新規に埋葬する場合

第1項 会費を継続し納入して: 5年を超える人 成人 50万円 子供 25万円  
4年を超える人 成人 60万円 子供 30万円  
3年を超える人 成人 70万円 子供 35万円  
2年を超える人 成人 80万円 子供 40万円  
2年未満の人 成人 90万円 子供 45万円

第2項 子供とは12歳未満とする。但し1歳未満で区画を要しない場合は一律20万円とする。

第3項 共同墓地の利用料については管理料として一律20万円とする。

共同墓地とは共同埋葬地であり、墓碑等の設置が認められない墓地のことである。

第4項 日本ムスリム協会会員であるが会費が未納の場合は、上記第1項を適用する。

### (二)再利用の場合

第1項 家族が既に埋葬されている区画を再利用する場合、上記(一)の第1~4項を基に、利用料はその半額とする。

第2項 長期間放置され、協会が縁者がいないと認める区画を再利用する場合、使用料は管理委員会が判断する。

第3項 家族とは夫婦及び一親等の子供までとする。その他の場合は管理委員会が判断する。

## 第7条 埋葬に関わる費用

埋葬に関わる人件費及び機械のリース料等は利用者がその実費を負担するものとする。

## 第8条 霊園利用料の支払い方法及び支払期限

利用料は現金または郵便振替にて、原則として埋葬当日までに下記口座に支払うものとする。但し当協会理事会で認めた場合には、同利用料を3ヶ月月賦にて支払うことができる。

# 郵便振替口座番号: 00170-7-180177 口座名: 宗教法人日本ムスリム協会霊園ファンド  
他金融機関からの振込み用口座番号 0一九(ゼロイチキユウ)店(019) 当座 0180177

## 第9条 霊園利用の申し込み

霊園利用者は当協会所定の利用申込書と埋葬許可証を、埋葬時に提出するものとする。

## 第10条 霊園利用権の失効

年会費の滞納が3年間継続した場合は、その埋葬地の利用権は協会に帰属する。  
但し5年間の猶予を認める。

## 第11条 霊園利用料の管理

霊園利用料は霊園ファンドに積み立てられ、霊園の維持管理並びに拡張工事に支出される。

附則1 当規約の改定は平成7年(1995年)当協会会報「イスラーム」に掲載された日から施行される。

2 当規約の改定は平成25年(2013年)の総会で承認された日から施行される。

3 埋葬の為の使用面積は、成人の場合200cmx100cmを基準とする。

細則1 墓の土盛りは高さ20cmまでとする。

2 墓の表面をコンクリートなどで固めたり、その上に建物を立てることを禁ずる。

3 墓石などの装飾を置くことを禁ずる。但し目印として、氏名、生年月日、死亡年月日を記した最大30cm四方の薄い石版を置くことはできる。

以上

平成7年(1995年)改定施行

平成25年(2013年6月)改定施行